

平成 26 年 5 月 22 日

スタッフ弁護士の従来・今後の役割、それを十全に果たすための方策

日本弁護士連合会副会長 内 田 正 之

1 スタッフ弁護士の業務・活動と役割について

(1) はじめに

(2) 検討のための留意点

①「業務・活動」と「役割」を区別

- ・ 役割は業務・活動の遂行を通じて果たされる肯定的価値を伴う機能・持味等

②「スタッフ弁護士の業務・活動」と「法テラス自身の業務・活動」を区別

- ・ 法 30 条 3 項

(3) スタッフ弁護士の業務・活動

① 法律事務取扱

② 法律事務取扱に付随する情報提供

③ 法律事務取扱そのものではないが法律事務取扱に関連する支援業務・活動（例：司法ソーシャルワークの中から法律事務取扱そのものを除いたもの）

④ 法テラスの職員としての情報提供（例：法教育の講師派遣による講演等）

⑤ 個々の法律事務取扱との直接の関連性がないか極めて薄い諸々の支援業務・活動

- * 便宜的に上記①②を「業務」、上記③④⑤を活動と呼ぶ。

(4) スタッフ弁護士の役割についての補足

① 具体的法的紛争の情報提供・法制度利用・法律専門家のサービス提供を通じた解決

② 法 1 条の目的達成や法 2 条の理念の達成への貢献

③ 上記①②全般に一貫するのは、補完的役割＝法的セーフティネットとしての役割

- * 法 32 条 3 項

(5) 補完的役割ということの多様性

- ・ 前記（3）の①～⑤の全ての業務・活動の遂行を通じて、量・質の観点から、補完的役割＝法的セーフティネットとしての役割、が果たされているか。

- * 刑事国選弁護事件・民事扶助事件の数的補完、司法過疎地域における法律事務取扱における数的補完では尽くされない。

2 ジュディケア弁護士の業務・活動、役割との異同

① 業務・活動において違いはないこと

② 役割においても、前記 1（4）の①②は共通だが、③はスタッフ弁護士ならではの役割

3 従来のスタッフ弁護士の業務・活動と役割と今後のそれらについて

- ① 数的補完役割から多様な補完役割＝法的セーフティネットとしての役割へ
- ② 関係諸機関及びジュディケア弁護士・弁護士会との連携による点から線・面への展開

4 期待される役割を果たすために何が必要か。

(1) アクセス障害の解消

例えば、高齢者・障がい者の初回相談無料、アウトリーチ型相談や関係諸機関の職員との同行訪問等々。

(2) 前記1 (3) ①の中でも行政手続における代理申請、審査請求（不服申立全般）についての代理援助を法テラスの本来業務と位置付けること。

(3) 前記1 (3) ③⑤の中から、法律事務取扱との関連性があるものを極力法律事務取扱に準じた業務として代理援助の対象とすること。

(4) 司法ソーシャルワークの研修・共同遂行（OJTの確保）

(5) ジュディケア弁護士・弁護士会の活動との一層の連携

(6) 上記(1)～(5)への取組強化を基礎づける法テラス内規の改定

(7) その他

以上